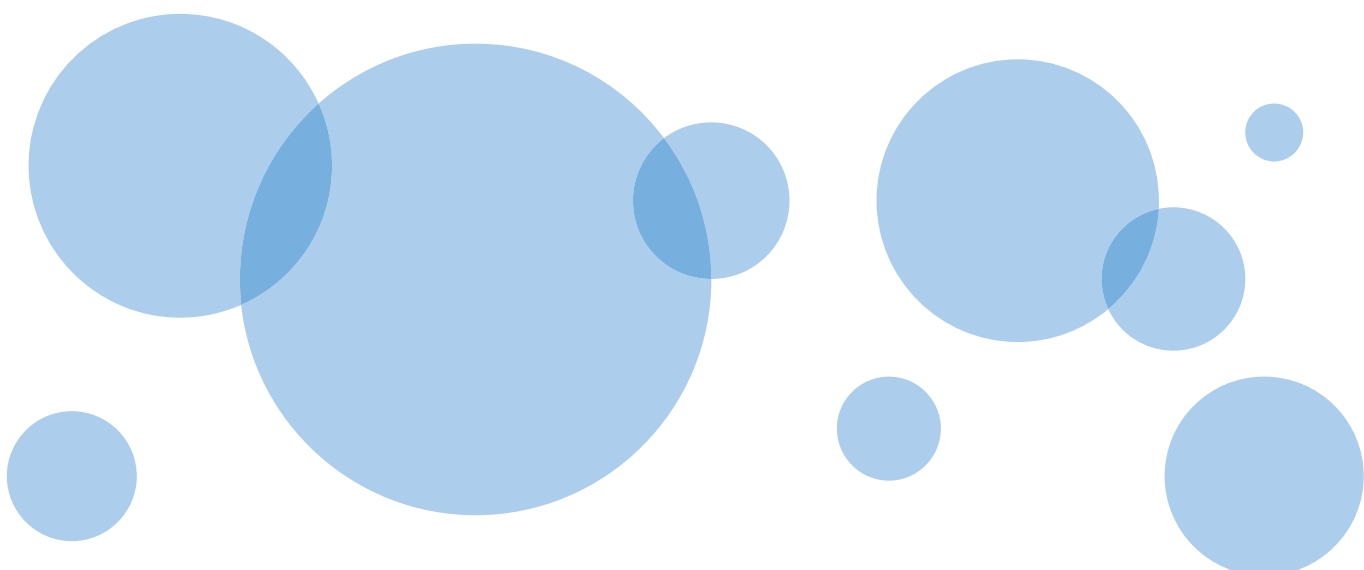


第4章

地域福祉の推進



基本施策 1 ともに支え合う地域づくりの推進

(1) 地域でともに支え合う仕組みの構築

地域において何らかの福祉的な支援を必要とする人が抱える課題は、多様で複雑化しており、これまでの公的支援だけでは解決が難しい制度の狭間にある課題もみられます。そのため、制度・分野ごとの縦割りではなく、その人が抱える課題を丸ごと受け止める包括的な相談支援体制が必要です。

また、行政や福祉関係者だけではなく、村民が地域の課題を他人ごとではなく我が事としてとらえ、支え合えるような仕組みの構築が必要です。

そのため、村民をはじめ地域に関わるすべての人が協働して地域課題の解決を図り、福祉サービスの受け手と支え手を固定化せず、互いに支え合いながら自分らしく暮らしていける「地域共生社会」の実現を目指します。

1) 相談支援体制の充実

施策・事業名	内容・取組方向
包括的な相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none">● 高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや障がい者の相談支援事業、保健センター、子育て支援センターにおいて高齢者、障がい者、子ども・子育てなど各分野における相談体制の充実を図ります。● 社会福祉協議会へ「なんでも相談支援センター」を設置し、複合的な課題や制度の狭間にあるような課題を抱える方の相談を丸ごと受け止め、関係する多機関が連携してその解決にあたる包括的な相談支援体制の構築を図ります。

2) 多様な連携・協働の推進

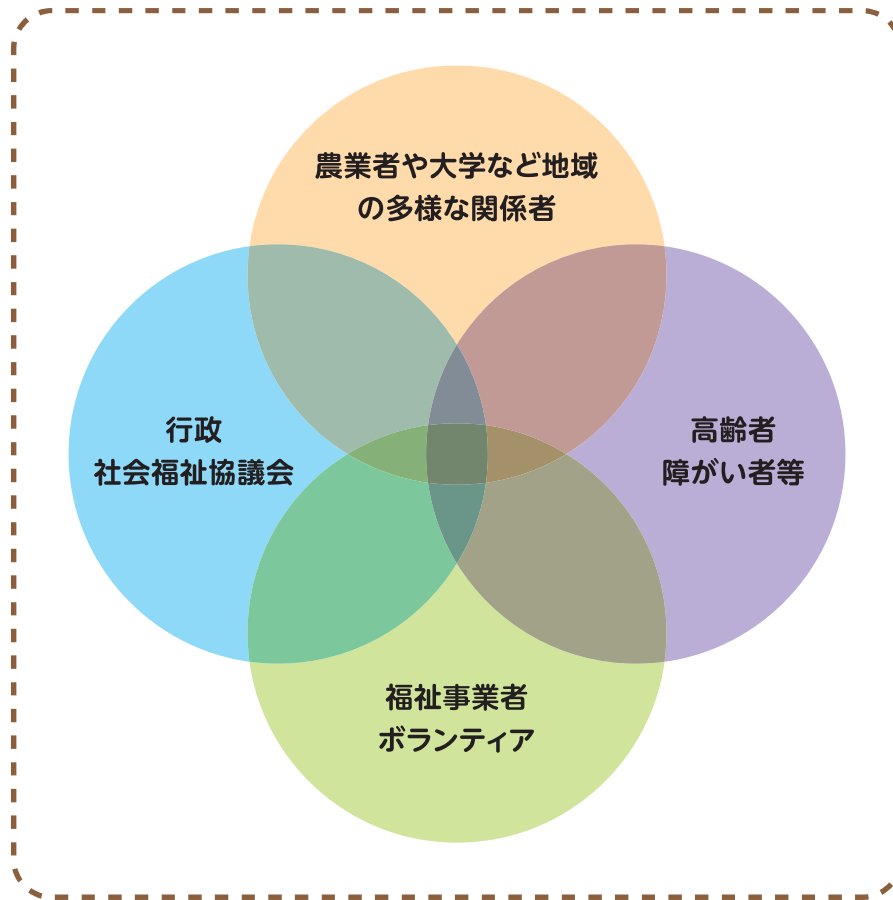
施策・事業名	内容・取組方向
民生・児童委員協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生・児童委員は地域における社会福祉の推進役として村民の立場に立って、村民と各公的機関との橋渡しや相談援助活動、訪問活動を行っています。民生児童委員活動を支援し、連携することで、きめ細かな地域福祉の向上を図ります。
社会福祉協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会は行政とともに、地域福祉を推進する中心的な団体であり、社会福祉協議会活動を支援し、連携することで、多様化する地域課題の解決と地域福祉の向上を図ります。
地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らせるよう、保健・医療・介護・予防・生活支援などが連携し、切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進します。
農福連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業と福祉を連携し、高齢者の生きがいづくりや障がい者、生活困窮者等の就労支援を図ります。 また、福祉関係者だけでなく、農業者など地域の多様な関係者が連携することで、地域力の強化と地域福祉の向上を図ります。

農福連携とは

農福連携とは、農業と福祉が連携することによって、豊かな知識・経験を持つ高齢者の能力を活用することや、障がい者等の就労及び雇用の場への支援を行って地域還元を図り、地域福祉の向上と地域の活性化を目指すものです。

本村では、村と社会福祉協議会に加え、農業者や高齢者、障がい者、福祉事業者、大学、ボランティアなど多様な関係者が連携を図り、独自の農福連携を推進することで、各種福祉の増進を目指します。

そのためにも、村の特色である農業の生産や景観、癒やし、学習、交流など多面的機能を活用していきます。



上記は大湊村農福連携推進に関する基本構想の構造を示しています。

地域の多様な関係者がそれぞれ役割を持ちながら連携していくことで、村独自の農福連携を推進します。

また、上記の障がい者等とは障がい者や福祉施設利用者、生活困窮者並びにひきこもり等を指しています。

3) 地域の課題の早期発見・早期対応

施策・事業名	内容・取組方向
包括化推進員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会に包括化推進員を配置し、地域住民が抱える福祉ニーズの把握、地域に不足する社会資源の創出などを行い、地域の生活課題の早期把握と適切な相談支援体制の確保を図ります。
生活支援コーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域の高齢者支援のニーズと社会資源を把握し、高齢者支援の担い手やサービスの開発により高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を図ります。
情報共有の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括ケア会議や包括化推進会議、生活支援体制整備協議体など関係機関が連携する会議において、それぞれの情報を共有し、地域の課題に迅速かつ適切に対応できる体制整備を図ります。 ● ケース検討会議において、関係機関が連携して、ひとり暮らし高齢者などの見守りを行います。

4) 地域福祉を支える担い手の育成

施策・事業名	内容・取組方向
福祉ボランティア団体等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 村内福祉団体及びボランティア団体などが実施する研修事業や活動を支援することで、積極的な団体活動を促進し、地域福祉活動へ参画する支援者の育成、スキルアップを図ります。
人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 村内外の人材登録を制度化することで、長時間は働けないものの時間のあるときに働きたいという方に働く場を提供するとともに、こども園や放課後児童クラブの人材確保を図ります。
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会が実施する小、中学生、高校生へのボランティア体験の推進のほか人権教室の開催、認知症サポーター養成講座などを通じて、幼少期からの福祉教育と地域住民の福祉への関心を高め、地域福祉の担い手の育成を図ります。

5) とともに集う場の整備

施策・事業名	内容・取組方向
村民センターの整備	● 村民の福祉、教育、コミュニティ活動や冠婚葬祭利用施設として村民センターの計画的な補改修を実施し、効率的な管理運営を実施することで、利用しやすい環境を整備します。
ふれあい健康館の整備	● 高齢者の生きがいづくりや交流、活動の拠点施設としてふれあい健康館の計画的な補改修を実施し、利用しやすい環境を整備します。
交流拠点の確保	● ふれあい交流サロン「ちょこっと」や男女共同参画拠点「ちゃっこ」など村民が気軽に集える場所を整備し、地域コミュニティの強化につなげます。

(2) 人権意識の醸成・権利擁護の推進

誰もが住みよい地域をつくる上では、一人ひとりの人権が尊重され、性別や年齢に関わらず、誰もが生きがいや役割を持ち、様々な社会活動や地域活動に参画できる環境の整備が必要です。

そのため、人権意識の醸成を図り、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進します。

施策・事業名	内容・取組方向
人権教育の推進	● 人権擁護委員と連携しながら、小学生を対象とした人権教育の実施や人権教室の開催等により、人権擁護の意識醸成を図ります。
男女共同参画の啓発	● 性別に関係なく村民一人ひとりがより自分らしく、いきいきと能力を発揮することのできる社会づくりのため、広報活動や講演会の開催等により男女共同参画の啓発に努めます。
虐待防止対策の推進	● 子どもや障がい者、高齢者等の虐待防止に向けて、それぞれの関係機関と連携しながら、速やかに対応できる体制整備を図ります。

(3) 成年後見制度の利用促進

認知症高齢者や精神上的の障がいなどにより判断能力の十分でない成年者の権利を守るため、成年後見制度利用促進基本計画を整備し、実情に応じた利用促進を図ります。

成年後見制度利用促進基本計画

● 成年後見制度とは

成年後見制度とは、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を保護し、支援するための制度です。

認知症高齢者や知的障がい者あるいは精神障がい者などの判断能力の不十分な方々は、財産の管理や身上監護についての契約や相続などの法律行為を行うことが困難です。このため、判断能力の不十分な方に代わって契約を締結したり、誤った判断により締結した契約を取り消す権限を成年後見人に付与することができることになっています。

成年後見制度は、民法で規定されていた「禁治産者・準禁治産者宣告の制度」を見直し、平成12年（2000年）4月1日から施行されました。社会福祉の構造改革においても、「措置制度」から「契約制度」へと変わり、利用者自らがサービスや事業者を選択し、契約する制度へと転換が図られました。

法定後見制度は、判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており（以下「後見等」という）、家庭裁判所が、成年後見人、保佐人、補助人を選任し、本人の代理として法律行為を行ったりすること等により、本人を保護、支援するものです。

● 制度の利用促進の方向性

村では、成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、利用者がメリットを実感できるように成年後見制度を総合的かつ計画的に推進します。

また、今後、国から新たな施策や方針が示された場合でも柔軟に対応し、認知症等の高齢者をはじめ、権利行使に不安のある成年者の権利を擁護し、必要なサービスが行き届くよう、社会福祉協議会や関係機関との連絡調整を図りながら、制度の周知と利用促進を図ります。

● 制度の利用促進に向けた取組

施策・事業名	内容・取組方向
成年後見制度の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり暮らし高齢者、認知症等の高齢者の増加にともない、今後この制度の利用については増加が見込まれるため、制度の普及・啓発を図ります。
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●村、地域包括支援センター、社会福祉協議会において相談体制を整備しており、今後も連携しながら、村民が安心して相談できる環境の充実とニーズの把握に努めます。
成年後見人の担い手確保	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度の利用について、職員や関係者等の資質向上のため、県などが開催する研修会等へ積極的な参加を図り、成年後見人の育成に資する研修参加の促進や周知に努めます。
地域連携ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ●住民の権利擁護の支援のため、地域ケア会議や包括化推進会議など既存の資源・仕組みを活用し、連携を図りながら地域連携ネットワークの構築に努めます。 ●地域連携ネットワークにおいては、既存の各連携会議での情報共有により、ニーズの把握に努めるとともに、多機関の連携による早期の支援体制を整備し、適切な成年後見制度の利用を促進します。 ●必要に応じて、地域連携ネットワークを弁護士等の専門家も含めた協議体として拡大し、法律や福祉の専門的な見地からの課題解決、支援を図ります。
中核機関の設置検討	<ul style="list-style-type: none"> ●中核機関は地域連携ネットワークと連携した、専門的な役割が求められており、県や周辺地域と連携した広域的な体制も含めて設置を検討します。
成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症や障がいにより判断能力が十分でなく、日常生活の意思決定が難しい方や介護保険サービス等の利用に支障がある方を対象に、制度に対する理解が不十分だったり、身寄りがない、家族から虐待を受けているなどの事情により、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず申し立てができない場合に、村長が成年後見制度等開始審判申し立てを行い、対象となる方の権利擁護を図ります。
日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●判断能力が十分でない、高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などに対し、福祉サービスの利用援助や日常生活上の手続援助、日常的金銭管理、書類等の預かりなど社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。

基本施策2 きめ細かな福祉施策の推進

(1) 子どもたちの成長を支える支援の充実

少子化が加速度的に進む中で、安心して妊娠・出産・育児が行える環境の整備は重要であり、子どもたちが健やかに育つよう、保健・医療・福祉・教育などのネットワークを構築し、様々なニーズにあった支援ができる体制を整えます。

また、社会状況やライフスタイルの変化により個々のニーズがより多様化する中で、村民が郷土を愛し、村外の人たちとも交流を深めてお互いに学び合える環境の構築を目指し、次世代を担う子どもたちの育ちを地域ぐるみでサポートする体制づくりを推進し、子どもたちが成長しても故郷を愛し、大事にしたいと思えるような取組を充実させていきます。

1) 安心して子どもを産み育てられる環境の構築

施策・事業名	内容・取組方向
妊娠・出産への支援	<ul style="list-style-type: none">● 不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減し、安心して不妊治療を受けられるよう治療費を助成し、妊娠、出産を支援します。● 安心して出産できるよう、妊婦健診の費用を支援します。● 講座の開催や相談体制を充実させ、妊娠・出産・育児を支援します。
未熟児養育の支援	<ul style="list-style-type: none">● 養育のために入院が必要な未熟児に対し、必要な医療費を給付することで、未熟児の養育を支援します。
乳幼児健診の実施	<ul style="list-style-type: none">● 乳幼児健診を行い、身体発達、精神運動発達を確認するとともに、保護者の育児不安の解消や生活の助言、指導を行います。● 幼児歯科健診や歯みがき指導、おやつ指導を行い、う歯(むし歯)を予防するとともに食生活の助言を行います。
年中児健康相談の実施	<ul style="list-style-type: none">● 3歳児健診と就学時健診の間に、4歳児の発達状況を確認し、課題に早期に対応することで、就学時期に向けた適切な支援を行います。
遊び場の確保	<ul style="list-style-type: none">● 子どもたちの健やかな成長のため、安全で安心な遊び場の確保を図ります。

2) 保育の充実

施策・事業名	内容・取組方向
子ども・子育て支援事業計画の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画的かつ効果的な事業の実施を図るため、子ども・子育て支援計画を整備し、適宜評価、改訂を行い、地域ぐるみで子育て支援を推進します。
子育て支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て家庭及びこれから子育てをはじめめる家庭に対する育児不安等についての相談指導、保育サービスの情報提供、子育てサークル等の育成・支援など、子育てに関する一元的な支援体制により、育児支援の充実を図ります。
季節保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 農繁期における一時預かり保育の拡充や、土曜日の1日保育を実施するなど、春秋の農繁期の保育ニーズに対応します。
在宅子育て世帯への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 未就園児(2歳児まで)を在宅で子育てしている世帯に対し、在宅子育て応援商品券や一時預かり保育利用券を配布し、在宅子育てに要する経済負担の軽減を図ります。 ● 一時預かり保育事業を実施し、未就園児に対する集団保育の経験と、保護者の育児負担の軽減を図ることで、在宅子育てを支援します。
放課後の児童への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 共働きやひとり親家庭の児童が放課後や長期休業中、安全で充実した生活を送ることができるとともに、保護者も安心して働くことができるように、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

3) 教育環境の充実

施策・事業名	内容・取組方向
学習生活支援員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ●こども園、小学校、中学校で特別支援を必要とする園児、児童、生徒へ、学習生活支援員を配置することで、個々の実態や保護者の要望に応じたきめ細やかな支援を行います。
コミュニティ・スクールの導入	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ・スクールの導入を目指し、大湊村における特色ある学校運営を図り、地域ぐるみでの教育環境を整備します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※コミュニティ・スクールとは 学校運営協議会制度と呼ばれるもので、保護者代表や地域住民などから組織される学校運営協議会が、学校や教育委員会と連携しながら、学校運営を行い、地域の声を積極的に活かしていくことで地域一体となった特色ある学校運営を図るものです。</p> </div>
総合的な体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な講座、教室を開催することで、子どもの安全で健やかな居場所の確保と体験活動の充実を図ります。 ●地域の大人が指導者として子どもたちに様々な体験をさせることで、心豊かな人間力を育むことができます。また、多様な能力・技術を持つ大人の活動の場となることで、地域貢献や生きがい対策にもつながります。
児童・生徒の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●登下校時に不審者が現れたり、事故があったりした場合に、早期発見や迅速な対応と防犯対策のため、地域ぐるみによる登下校時の巡回や見守りを実施し、児童・生徒の安全確保を図ります。
教育費用の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ●日本政策金融公庫及び村内金融機関から教育資金の融資を受けた村民に対し、利子補給を図るなど教育機会の均等と経済的負担の軽減を図ります。

(2) 高齢期の生活を支える支援の充実

我が国では急速な人口減少と少子高齢化が進んでおり、村も例外ではありません。それにともない、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯が増加していくと考えられます。そのため、高齢者を地域全体で支えていくとともに、高齢者の自立支援と可能な限り住み慣れた地域でいきいきと暮らしていける地域づくりを推進します。

1) 高齢者の生きがいがづくりの推進

施策・事業名	内容・取組方向
団体活動の支援	● 高齢者団体や高齢者サークルが行う交流活動を促進し高齢者が自分らしく、いきいきと暮らしていけるよう生きがいがづくりを支援します。
農福連携の推進(再掲)	● 農業の経験や知識を持った高齢者やひきこもりがちな高齢者の活躍の場を提供し、一人ひとりが役割と生きがいを持って暮らしていけるよう、農福連携を推進します。
生涯学習の推進	● 高齢者学級を開催し、高齢者の生涯学習の機会を確保します。また、高齢者の豊富な知識や経験を活かし生涯学習講座の講師を担ってもらうことで生きがいがづくりを支援します。

2) 自立した生活の支援

施策・事業名	内容・取組方向
健康増進の取組	● 温泉入浴券の助成や、はり、きゅう、マッサージ療養費の助成により高齢者が明るく健康に過ごせるよう、健康増進の取組を推進します。
在宅生活の支援	● 買い物や食事の支度が困難な高齢者に対し、社会福祉協議会が実施する配食サービスを支援し、健康で自立した生活を送れるよう支援します。 ● 要支援者が利用する介護用ベッドレンタルの一部助成や介護保険事業による住宅改修の支援等により、在宅での自立支援と家族の負担軽減を図ります。
移動支援の検討	● 高齢や障がい、運転免許返納により移動が困難な方への移動支援について、村内の既存のサービスや公共交通網の整備を含め、村の実情に応じた支援を検討します。
介護予防の推進	● 介護予防教室や体操教室、認知症予防教室など高齢者がいつまでも元気に暮らせるよう、介護予防の取組を推進します。

3) 介護・福祉サービスの基盤の整備

施策・事業名	内容・取組方向
居宅介護支援センターの運営	● 居宅介護支援センターの運営を支援し、体制を整備することで、要介護者と家族を支援し、充実した介護サービスの提供に努めます。
ケアハウスの整備	● 高齢者の自立した生活を支援するためケアハウスの計画的な補改修等を実施することにより、生活環境の整備を図ります。
ひだまり苑の整備	● ひだまり苑の補改修等を実施することにより、高齢者が個々の状況にあわせて元気で安心して暮らせる環境の整備を図ります。

(3) 障がいのある方の生活を支える支援の充実

誰もが住みよい地域にするために、障がいの有無に関わらずすべての人が互いに尊重し合いながら共生できる地域であることが望まれます。

そのため、障がいのある方の自立や就労、社会参加などを支援し、障がいのある方が自ら望む地域生活を営むことができるような環境整備を図ります。

施策・事業名	内容・取組方向
障がい福祉サービスの充実	● 障がい者の個々の状況にあわせた、住宅改修や通院費助成、補装具の助成など適切な障がい福祉サービスを提供し、障がい者の生活支援を図ります。
相談支援体制の充実	● 村での相談支援のほか、周辺の事業所と広域的に連携し、障がい者が安心して相談支援を受けられる体制整備を図ります。
農福連携の推進(再掲)	● 障がい者の就労支援や、施設外就労の機会を確保することで、障がい者の自立した地域生活を支援します。

基本施策3 健康づくりの推進

(1) 健康寿命延伸のための支援

村民一人ひとりが心身ともに健康な生活を送ることができるよう、保健・医療・介護・福祉が連携し、健康増進事業の実施と、健康管理の支援を行うことで、健康寿命延伸を図り、「日本一元気な長寿村」を目指します。

1) 運動や食生活の改善による生活習慣病予防の取組

施策・事業名	内容・取組方向
各種健(検)診事業の実施	<ul style="list-style-type: none">●糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群の減少のため内脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の概念を導入した健診を行います。また、健診により把握された対象者に生活習慣の改善を中心とした保健指導を行うことにより村民の健康増進を図ります。●がん検診を行うことにより、がんを早期発見・早期治療し、村民の健康の維持推進を図ります。●人間ドック、脳ドックの費用を助成することで、疾病の早期発見早期治療につなげます。
運動習慣定着の促進	<ul style="list-style-type: none">●スポーツおおがたと共催するウォーキング事業を通じ、参加者の心身の健康増進を図ります。また、保健センター内の運動器具を活用し、村民の自発的な運動機会の確保を図ります。●生活習慣病の予防のため運動教室を実施し、生活習慣病予防とメタボリックシンドロームの解消を支援します。
食生活改善への支援	<ul style="list-style-type: none">●料理教室を実施し、食と栄養の正しい知識の普及に努めます。●栄養相談や特定保健指導を実施し、生活習慣病予防のため食生活改善を支援します。

2) 心の健康づくりの支援

施策・事業名	内容・取組方向
自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 生きることの包括的支援を推進するため、関係機関と連携して地域の特性にあった「自殺対策計画」を推進します。
相談支援・啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 臨床心理士による相談会の実施やこころの体温計システム(※)の活用により、悩みを抱えた人に対し、専門的な相談支援を受けられる体制の充実を図ります。 ● 自殺予防啓発チラシの配布や、小中学生を対象としたいのちの教室の開催、心の健康づくり研修会などにより、自殺予防に関する啓発に努めます。 <div data-bbox="566 604 1348 772" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※こころの体温計とは 村公式ホームページ上にあるシステムで、簡単な質問に答えることでストレス度や落ち込み度を知ることができます。また、相談窓口を確認することもできます。</p> </div>
交流機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 交流サロンの運営など、多世代が気軽に集える場を提供します。 ● 園芸福祉活動や生涯学習活動などを実施し、多世代が交流する機会を提供します。

3) 一人ひとりの健康管理の支援

施策・事業名	内容・取組方向
検診等の受診勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ● より多くの村民が、がん検診を受診するよう、総合検診前に勧奨(コール)し、総合検診後に受診しなかった村民に対しては、追加検診を勧奨する(リコール)ことで、受診率向上につなげます。また、がん検診要精検未受診者に対する受診勧奨により、がんの早期発見、早期治療につなげます。
健康管理システムの整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康管理システムにより、健(検)診受診状況及び結果管理、予防接種管理を行い、村民一人ひとりの健康管理に努めます。
がん患者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 成人の2人に1人ががんにかかるといわれている中で、がん治療にともない医療用補正具(ウィッグ・乳房補正具)購入費用の一部を助成することで、がん治療と就労や社会参画の両立、経済的負担の軽減を図ります。
口腔衛生の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● むし歯は歯の喪失原因の約半数を占めており、歯の喪失は口腔機能の低下をもたらすため、予防が重要です。 予防に効果があるとされているフッ化物洗口法を実施し、むし歯予防を図ります。 ● 成人及び高齢者に対し、歯科健診の費用を助成することで、むし歯や歯周病などの予防と早期治療により生涯を通じた健康づくりを推進します。
予防接種助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種予防接種を助成することで、り患予防や重症化予防、村民の健康の維持推進を図ります。

4) 健康づくりの支援に向けた基盤の整備

施策・事業名	内容・取組方向
保健センター・診療所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健センター及び診療所の計画的な施設整備を行い、村民の総合的な健康づくりを支援できる体制の整備を図ります。
福祉医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者や中学生までの子ども等に対し医療費の助成を行うことで経済的な面で安心していつでも診療が受けられるよう支援し、福祉の増進と生活の安定を図ります。

基本施策 4 安全・安心なまちづくりの推進

(1) 防災対策の推進

災害及び非常事態が発生したときは、高齢者や障がい者など自力で安全かつ迅速に避難することが難しい方(災害時要援護者)の対応が重要となります。また、避難所においては介護を必要とする方や障がい者、乳幼児、妊婦など福祉的な配慮が必要な方への対応が重要です。

そのため、円滑に避難できる態勢と避難時の福祉ニーズに対応できる体制の確保に努めます。

施策・事業名	内容・取組方向
地域防災計画・国民保護計画の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害及び非常事態の際に、迅速かつ適切に対応できるよう、地域防災計画及び国民保護計画を整備し、必要に応じて適宜改訂し、地域防災体制の充実強化を図ります。
防災基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の案内標識を更新し、円滑に避難できる環境を整備します。 ● 防災行政無線の適切な管理と、各家庭に設置している戸別受信機の受信環境の改善を図ることで、緊急情報の円滑な伝達体制を整備します。
円滑な避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時要援護者の把握に努め、あわせて個別の避難支援プランを作成することで、災害時要援護者が円滑に避難できる体制の確保に努めます。 ● 災害時における、災害ボランティアの受け入れ体制や秋田県及び秋田県社会福祉協議会と連携した災害派遣福祉チーム(※)による支援の受け入れを検討し、福祉的支援を必要とする方へ適切に対応できる体制の整備を図ります。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※災害派遣福祉チームとは 介護福祉士や保健師、保育士などの専門職から構成される組織で、大規模災害時に避難所における福祉的な配慮が必要な方への適切な対応を図るものです。事務局は秋田県社会福祉協議会となっており、派遣要請は市町村長が県を通じて行います。</p> </div>

(2) 安全・安心な地域環境の整備

高齢者の増加にともない、振り込め詐欺などの犯罪被害や消費者トラブルに遭いやすい、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。そうした被害の防止に努めるとともに、児童・生徒が安心して遊ぶことができる地域、高齢者や障がい者が安全で快適に過ごせるような地域を目指し、関係機関・団体と連携し安全で安心な環境整備を図ります。

施策・事業名	内容・取組方向
交通安全・防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通指導隊や交通安全協会などと連携し、見通しの悪い交差点の解消や、交通安全啓発活動により地域の交通安全対策を推進します。 ● 防犯指導隊や安全・安心ネットワーク委員会などと連携し、子どもたちの見守りや各種パトロール活動を推進することで、地域防犯力の向上に努めます。また、高齢者が被害に遭いやすい振り込め詐欺などについて被害防止に努めます。 ● 交通事故防止や犯罪防止のため、機器の設置などの整備に努めます。
消費者トラブル対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な消費者トラブルが増加しており、特に高齢者が被害に巻き込まれやすいことから、情報提供や相談体制を整備し、消費者トラブルの防止に努めます。
見守り活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、ひとり暮らしの障がい者など、見守りが必要と思われる方に対し、社会福祉協議会、民生児童委員、地域包括支援センター、保健センターなどの関係機関が連携し、定期的な安否確認も含めた見守り活動を実施します。 ● 青色回転灯パトロールの実施やあいさつ運動の実施により、子どもたちの見守りに努めます。
バリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障がい者が生活しやすいよう公共施設の段差解消や歩道などの整備を図り、高齢者や車いすの方、シニアカー(電動カート)などが移動しやすい環境の整備を図ります。

